

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	京都市 小児医療給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、小児医療給付に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都市長

公表日

平成31年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児医療給付に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づく養育医療の給付事務，児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の給付事務及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく育成医療の給付事務を行うに当たり，特定個人情報を使用する。
③システムの名称	小児医療給付システム，マイナンバー連携システム，中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
未熟児ファイル，自立支援医療（育成医療）ファイル，小児慢性特定疾病医療費情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第7項，第49項，第84項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条，40条，60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第26項，56の2項，87項，108項，119項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条，30条，44条，55条，59条の3 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第9項，70項，108項，109項，110項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条，39条，55条，55条の2，55条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課
②所属長の役職名	子ども家庭支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都市総合企画局情報化推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課 〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階 TEL 075-746-7625

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「I 関連情報」-「4情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」	2情報照会の根拠 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、39条	2情報照会の根拠 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、39条、55条の2	事後	
	「IIしきい値判断項目」-「1対象人数」-「いつの時点の計数か」	平成26年12月26日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
	「IIしきい値判断項目」-「2取扱者」-「いつの時点の計数か」	平成26年12月26日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
	「I 関連情報」-「5. 評価実施機関における担当部署」-「①部署」	保健福祉局 保健衛生推進室 保健医療課	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課	事後	
	「I 関連情報」-「5. 評価実施機関における担当部署」-「②所属長」	保健医療課長 志摩 裕文	育成推進課長 中西 茂人	事後	
	「I 関連情報」-「8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ」-「連絡先」	京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3420	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課 〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階 TEL 075-746-7610	事後	
	「I 関連情報」-「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-「②事務の概要」	母子保健法に基づく養育医療の給付事務、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の給付事務及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく育成療育の給付事務を行うに当たり、特定個人情報を使用する。	母子保健法に基づく養育医療の給付事務、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の給付事務及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく育成療育の給付事務を行うに当たり、特定個人情報を使用する。	事後	
	「I 関連情報」-「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第16項、26項、56の2項、87項	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第16項、26項、56の2項、87項、116項	事後	
	「I 関連情報」-「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」	2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第9項、70項、110項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、39条、55条の2	2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第9項、70項、108項、109項、110項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、39条、55条、55条の2、55条の3	事後	
	「I 関連情報」-「5. 評価実施機関における担当部署」-「①部署」	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	事後	
	「I 関連情報」-「5. 評価実施機関における担当部署」-「②所属長」	育成推進課長 中西 茂人	子ども家庭支援課長 村井 清則	事後	
	「I 関連情報」-「8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ」-「連絡先」	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課 〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階 TEL 075-746-7610	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階 TEL 075-746-7625	事後	
	「I 関連情報」-「5. 評価実施機関における担当部署」-「②所属長の役職名」	子ども家庭支援課長 村井 清則	子ども家庭支援課長	事後	様式変更に伴う修正
	「IVリスク対策」	(記載なし)	(1～9の項目について、実施状況を選択)	事後	様式変更に伴う記載
	「I 関連情報」-「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第16項、26項、56の2項、87項、116項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、19条、30条、44条	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第26項、56の2項、87項、108項、119項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、30条、44条、55条、59条の3	事後	